

神戸市防災士育成事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日 危機管理局长決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防災士資格取得に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 認定特定非営利活動法人日本防災士機構が防災士として認証したものをいう。
- (2) 防災福祉コミュニティ 神戸市防災福祉コミュニティ育成事業実施要綱第 2 条に掲げるものをいう。

(対象者)

第 3 条 補助事業の対象となる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 神戸市内の防災福祉コミュニティ・自治会等地域団体の構成員であり、所属する防災福祉コミュニティ・自治会等地域団体の長の推薦を受けた者
 - (2) 第 4 条の各号に定める教育課程を受講後に、防災士の資格取得試験に合格した者
 - (3) 推薦を受けた防災福祉コミュニティ・自治会等地域団体や居住地域において、長期にわたって防災活動の活性化に努めるとともに、発災時には避難所の開設・運営に携わることができる者。
また、本市から防災関連事業への協力依頼があった場合には、可能な範囲で協力できる者
- 2 前項に関わらず、市長が特に必要と認める者は補助事業の対象とすることができる。
- 3 本補助金は、同一の補助対象者につき 1 回限りとする。

(補助対象内容)

第 4 条 補助事業の対象となる内容は、次の各号のいずれかの教育課程を受講し、防災士資格を取得すること。

- (1) 兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」
- (2) 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した研修機関が行う「防災士研修講座」

(対象経費)

第 5 条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業対象者が当該年度内に実施する防災士資格取得に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、申請年度に支払ったものに限る。

- (1) 前条第 1 号を受講する場合

ア 教材・教科書等

イ 資格取得試験の受験料

ウ 特定非営利活動法人日本防災士機構への登録料

エ 交通費。ただし、公共交通機関利用の場合は、補助事業対象者が当該講座の受講終了までに、居住地から最寄りの公共交通機関を利用して受講場所への移動に要する料金のうち、最少金額とする。自家用車を利用の場合は、補助事業対象者が当該講座の受講終了までに、居住地から受講場所への移動に要する経費として、神戸市旅費条例第 13 条を参照し支給する。

- (2) 前条第 2 号を受講する場合

ア 研修受講料

イ 資格取得試験の受験料

ウ 特定非営利活動法人日本防災士機構への登録料

エ 交通費。ただし、公共交通機関利用の場合は、補助事業対象者が当該講座の受講終了までに、居住地から最寄りの公共交通機関を利用して受講場所への移動に要する料金のうち、最少金額とする。自家用車を利用の場合は、補助事業対象者が当該講座の受講終了までに、居住地から受講場所への移動に要する経費として、神戸市旅費条例第 13 条を参照し支給する。

(補助金額)

第 6 条 補助金額は、前条各号に掲げる経費の合計額で、70,000 円を限度とする。ただし、前条第 1 号エ及び第 2 号エに掲げる交通費は、5,000 円を限度とする。

(交付申請)

第 7 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を開講日の 4 週間前までに 市長に提出しなければならない。

(1) 神戸市防災士育成事業補助金交付申請書兼推薦書 (様式第 1 号)

(2) 支出予定書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 8 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 神戸市防災士育成事業補助金交付決定通知書 (様式第 2 号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 神戸市防災士育成事業補助金等不交付決定通知書 (様式第 3 号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第 9 条 補助事業対象者は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは神戸市防災士育成事業補助金交付決定内容変更承認申請書 (様式第 4 号) を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは神戸市防災士育成事業補助金補助事業等中止 (廃止) 承認申請書 (様式第 5 号) を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適當であると認めたときは、その旨を神戸市防災士育成事業補助金交付決定変更通知書 (様式第 6 号) 又は神戸市防災士育成事業補助金補助事業中止 (廃止) 承認通知書 (様式第 7 号) により、補助事業者等に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 10 条 補助事業対象者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を防災士の資格取得試験の合格通知を受け取り後、30 日以内に、市長までに提出しなければならない。

(1) 第 4 条第 1 号を受講の場合

ア 神戸市防災士育成事業補助事業実績報告書 (様式第 8 号)

- イ 「ひょうご防災リーダー講座」修了証明書の写し
- ウ 防災士の資格取得試験の合格通知の写し
- エ 第5条第1号に掲げる補助対象経費（交通費は除く）の支払いを証する書類の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第2号を受講の場合

- ア 神戸市防災士育成事業補助事業実績報告書（様式第8号）
- イ 防災士の資格取得試験の合格通知の写し
- ウ 第5条第2号に掲げる補助対象経費（交通費は除く）の支払いを証する書類の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業対象者に通知するものとする。

- (1) 神戸市防災士育成事業補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第12条 補助事業対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、神戸市防災士育成事業補助金請求書（様式第10号）を前条の確定通知を受領後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業対象者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を神戸市防災士育成事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。